

## 第57回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和5年4月24日開催)

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に位置づけられることに伴い、国及び茨城県の新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることとなりました。

本市では、国・県の方針を踏まえ、以下のとおり対応することとします。

今後の感染対策は、「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、個々の自主的な取組を基本としたもの」に変更となりますが、市民の皆様には引き続き、基本的な感染対策の励行をお願いします。

### 本市の対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う本市の対応について  
・令和5年5月8日をもって下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止する。

### 【5類移行後の主な変更点について】

#### 〈外来費用〉

初診料や検査費用の他、一般的な解熱剤や鎮痛剤に関する費用は自己負担が発生します。

#### 〈患者の行動制限〉

外出自粛は求められませんが、他人へ感染させるリスクが高いため、発症後5日間、かつ、症状軽快後24時間程度経過するまでは、外出を控えることが推奨されています。

#### 〈宿泊療養の取扱い〉

高齢者や妊婦の方に限定されます。(一部自己負担あり)

#### 〈濃厚接触者の取扱い〉

濃厚接触者として特定されることはなくなり、外出自粛も求められません。

#### 〈薬局等での無料検査〉

令和5年5月7日をもって終了となります。

#### 〈ワクチン接種費用〉

令和5年度中は自己負担はありません。

\*新型コロナウイルス感染症が5類へ移行しても、いまだに感染は終息していないことから、本市では引き続き感染状況の変化や新たな変異株の発生等を注視しながら、迅速かつ的確に対応していきます。